

ながのシティプロモーション実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、ながのシティプロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、地元関係機関、団体及び長野市が一体となって、本市の魅力を掘り起こし、磨き上げ、これを市民をはじめ広く全国に情報発信する事業等を展開することにより、観光交流人口・定住人口等の増加を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 実行委員会の事務局は、長野市役所内に置く。

(事業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) シティプロモーション事業の企画、運営及び実施等に関すること
- (2) 関係機関及び団体等の連絡調整に関すること
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事業に関すること

(組織)

第5条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、長野市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び団体の役職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第6条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
 - (2) 監事 2名
- 2 役員は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(任期)

第9条 役員及び委員の任期は、第19条の規定に基づき実行委員会が解散するときまでとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 委員が、就任時の機関又は団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬等)

第10条 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(会議)

第11条 実行委員会の会議（以下、「会議」という。）は、役員及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他事業の重要な事項に関すること

3 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し、会長が議長となる。

4 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 会議の議決は、出席委員の過半数の賛成をもって可決し、可否同数のときは議長が決する。

6 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定については、出席したものとみなす。

7 会長は、必要に応じて、会議に役員及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(ワーキングチーム)

第13条 第4条各号に掲げる事業を円滑に遂行するため、必要に応じワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームのメンバーは、会長がこれを委嘱する。

3 ワーキングチームに委員長を置き、会長がこれを指名する。

4 委員長は、必要に応じてメンバー以外の関係者を出席させることができる。

5 ワーキングチームにおいては、会長から委任された事項を検討・実践し、その結果を総会に報告するものとする。

(会計)

第 14 条 実行委員会に必要な経費は、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第 16 条 実行委員会の事業計画書及び収支予算書は会長が作成し、会議の議決を経なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(事業報告書及び収支決算書)

第 17 条 実行委員会の事業報告書及び収支決算書は、会長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を受け、会議の議決を経なければならない。

(規約の変更)

第 18 条 この規約は、役員及び委員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 19 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成した後、速やかに実績報告及び決算報告を行い、解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、長野市に帰属するものとする。

(雑則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。